

# 静岡空港の運用時間延長に対応する新たな「航空機騒音対策事業に係る協定」を締結しました

吉田町空港対策協議会及び吉田町は、平成27年2月13日、静岡県から静岡空港の運用時間延長に関する説明会の質疑応答などを踏まえて案文を作成した新たな「航空機騒音対策事業に係る協定」の締結について協議の申し入れがありましたことから、協議のための三者会議に臨みました。また、新たな協定書の案文については、町民の皆さまに公表して御意見も募りました。

3回にわたる三者会議の中で、町民の皆さまから出された御意見や会議での意見を如何に反映させるか慎重に協議した末、新たな「航空機騒音対策事業に係る協定書」の案文の一部修正を求めるとともに、ルールに沿って午後10時以降も延長して空港が運用される「臨時延長」の発生機会を極力少なくするように縛りかける独自の「覚書」の締結を求めるとし、協定書と覚書をセットで締結するよう提案いたしました。

こうした経過のもと、平成27年3月20日に開催した3回目の会議で、三者の意見を一致させることができましたことから、平成27年3月25日、三者とも、新たな「航空機騒音対策事業に係る協定書」と「静岡空港における航空機の遅延防止に関する覚書」に調印いたしましたので、その経緯と締結した協定書及び覚書の内容を町民の皆さまにお知らせいたします。

なお、新たな「航空機騒音対策事業に係る協定書」につきましては、島田市及び牧之原市の全ての空港関係団体及び両市も、平成27年3月19日に、静岡県と同一内容で締結しています。

## I 協定締結までの経緯

時 期		内 容
平成25年度	平成25年10月	○FDAが県に運用時間2時間程度延長の要望書提出
	平成26年2月10日～平成26年3月6日	○県が地元空港関係10団体に対する説明会を開催
平成26年度 吉田町関係	平成26年5月16日～平成26年8月23日	○県が地域住民に対する説明会（第1回）を開催 実施回数：17回、参加者数：延べ400名（うち吉田町：4回（7/3,7/4,7/9,7/15）、96名）
	平成26年9月20日～平成26年11月30日	○県が地域住民、空港関係団体に対する説明会（第2回）を開催 実施回数：7回、参加者数：延べ210名（うち吉田町：1回（11/30）、51名） ○県が第1回説明会意見回答を各町内へ回覧（吉田町については、隣組文書で全戸配付（11/12））
	平成27年1月～	○新たな協定締結に向けた県、市町、空港関係団体の協議 ○県が第2回説明会意見回答を各町内へ回覧（吉田町については、隣組文書で全戸配付（2/12））
	平成27年2月13日	◎運用時間の延長に係る三者会議（第1回） ・県から吉田町及び吉田町空港対策協議会に対する協議の申し入れ（新たな協定書（案）及び臨時延長ルールの提示）
	平成27年2月23日	◆吉田町空港対策協議会広報誌による意見募集（～3/9） ※新聞折り込み、町ホームページ掲載等実施 ・新たな協定書（案）及び臨時延長ルールの提示
	平成27年2月27日	●吉田町空港対策協議会役員会 ・新たな協定書（案）及び臨時延長ルールに対する意見を整理し、県に提出
平成27年3月10日	◎運用時間の延長に係る三者会議（第2回） ・空港対策協議会から県に対する追加意見	
平成27年3月20日	◎運用時間の延長に係る三者会議（第3回） ・協議事項について三者の意見一致	
平成27年3月25日	「航空機騒音対策事業に係る協定書」及び「静岡空港における航空機の遅延防止に関する覚書」に調印	

## II 新たな協定書(案)等への意見について

静岡県から平成27年2月13日に新たな協定書(案)の提示を受け、吉田町空港対策協議会では、広報誌を作成し、平成27年2月23日に吉田町内を対象とした新聞折り込み等により、町民の皆さまに新たな協定書(案)をお知らせするとともに、意見の募集(募集期間：平成27年2月23日～3月9日の15日間)を行いましたところ、3名の方から御意見が寄せられました。

吉田町空港対策協議会では、この意見募集により寄せられた御意見と吉田町空港対策協議会の意見を静岡県に提出し、それぞれの意見に対する静岡県の見解、回答をいただきました。内容については、以下のとおりです。

### 【意見募集により寄せられた御意見に対する対応等について】

#### 1 協定書案

##### (1) 全体（前文含む）

意見等の概要	県の見解、回答	協定案反映
2市1町の協定書の内容を統一したいという話はどうなったのか。また、協定書は統一し、2市1町の各関係者連名で締結するのが望ましいのではないかと。	各市町及び空港関係団体と締結する協定の内容は、すべて統一します。 なお、各地域の事情に応じて合意形成を図ってきたことや、関係者が多数に及ぶことを踏まえ、協定書自体は、現在と同様、地域ごとに作成する予定です。	内容の統一については反映済



(2) 第2条関係（住宅防音工事）

意見等の概要	県の見解、回答	協定案反映
実施基準について、従来の指標（W値）と新たな指標（Lden）のいずれかが基準値を超えた場合に住宅防音工事の対象とすることを提案する。	御提案の内容については、県でも検討しましたが、各空港関係団体との調整の中で、 ① 二重基準では混同し、住宅防音工事の根拠が分からなくなる。 ② 国が、環境基準としてW値 70 に相当するのは Lden57 dB だと示しており、精緻な方法で計算した世界標準の基準であるなら、Lden に統一すべきである。 との意見が多数出されたため、新たな指標である Lden を採用することとしました。	修正なし
運用時間を延長する場合、20時30分から22時00分までの時間帯で、世界保健機構が夜間騒音ガイドラインで示した値（夜間等価騒音レベル（Lnight,outside）40dB、または、最大騒音レベル（L <sub>A,max</sub> ）45dB（A））を超える値が認められる地域では、住宅防音工事を実施し、同等の室内騒音レベルが得られるようにすること。	Lden は、20時30分以降を含むすべての時間帯に発生した騒音値に、必要な補正を加えて算出した数値であり、夜間の騒音の影響も加味された基準となっています。 したがって、Lden57dB を超える地域に対して、適切に住宅防音工事を実施したいと考えています。 なお、WHOが示す「環境騒音ガイドライン」及び「欧州夜間騒音ガイドライン」の基準値は、① 基本的に 22時から7時までの時間帯に適用されるものであること、② 航空機騒音に限定されず、道路交通騒音、鉄道騒音、工場騒音、建築騒音、公共事業の騒音、近隣騒音などの「環境騒音」全体を対象とするものであることを、念のため申し添えます。	修正なし
現協定にある開港前からの対策（W値 70 の騒音予測コンターを基に定めた区域内）として住宅防音工事を実施した住宅の扱いが明確でない。 基準を超えたら、新たに住宅防音工事を行うのか。また、住宅防音工事後 10 年以上経過した場合、冷暖房設備更新経費に対し補助するとしているが、どの時点から起算するのか。	開港前対策として、騒音予測コンターに基づき住宅防音工事を実施した住宅については、当初の工事実施時期を起算点として、10 年以上経過した時点で、1 回に限り冷暖房設備更新経費の 3/4 補助が受けられる仕組みになっています。 既に一度住宅防音工事を実施していますので、将来的に Lden57dB を超える地域に含まれた場合でも、当該住宅に再度防音工事を行うことはありません。	修正なし
現協定にある開港前から実施する住宅防音工事は、138万人の需要予測に基づくW値70の騒音予測コンターの範囲で実施していたが、騒音測定の結果としては、W値70を超えていない。 協定の継続性から、需要予測に基づいた Lden のコンターを作成し、その区域内の住宅には住宅防音工事を行う必要がある。	開港前対策としての住宅防音工事は、実際に航空機が運航する前に実施するため、騒音予測コンター図に基づいて行う必要がありました。 開港後については、現協定でも航空機騒音の実測結果に基づき対象地域の有無を判断することとしており、運用時間延長後も同様の対応を図る予定です。 なお、新たな騒音予測コンター図は、一定の条件を設定して作成したものであり、コンター区域外の地域であっても、実測値が基準値を超える可能性があります。	修正なし

(3) 第4条関係（航空機騒音の測定方法）

意見等の概要	県の見解、回答	協定案反映
環境監視計画では、Lden とW値両方測定するとされており、それぞれの測定方法を併記する。	本協定は、航空機騒音対策事業の内容などの基本的事項を定めるものであり、住宅防音工事の実施基準としては Lden を採用するため、W値の測定方法まで併記する必要はないと考えます。 なお、測定の時期・回数や場所、測定期間について、両者に基本的な違いはありません。	修正なし

(4) 第6条関係（電波障害防止対策）

意見等の概要	県の見解、回答	協定案反映
著しい電波障害とあるが、どの程度の意味か明確ではないため、具体的な表現としてもらいたい。	御意見のとおり、「著しい」という表現は定義が曖昧なため、協定書から削除します。 なお、電波障害防止対策の実施基準自体に変更はありません。	意見を踏まえ修正

(5) 第10条関係（運用時間）

意見等の概要	県の見解、回答	協定案反映
世界保健機構が示した夜間騒音ガイドラインの値を採用し住宅防音工事を実施していくなら別であるが、運用時間7時30分から20時30分までの間として変更する必要はない。	航空需要を取り巻く環境が変化し、空港間競争が激化する中で、静岡空港が発展するためには、夜間駐機の促進による県民の皆様にとって使い勝手の良いダイヤの実現が不可欠と考え、運用時間の延長を提案しています。 Lden は、夜間を含むすべての時間帯に発生した騒音値に、必要な補正を加えて算出した数値であり、この基準にしたがって、適切に住宅防音工事を実施していきますので、県の取組に御理解をお願いします。 なお、WHOの夜間騒音ガイドライン値の考え方については、上記(2)で示したとおりです。	修正なし
臨時延長に関するただし書きの規定について、以前、追加すべきとの意見を出した。 開示請求に係る異議申立をした際、協定は航空機騒音対策事業等の基本的事項を定めたもの、また、協定締結後に県条例を定めたこと等を理由に棄却されており、県の主張が正しいのなら改めて追記する必要はない。	以前いただいた御意見に基づき、運用時間の臨時的な変更について、協定書に追加しました。 この変更は、空港管理者である県が、航空機の安全運航の面から、条例に基づき実施するものですが、運用時間延長に関する住民説明会等を行う中で、条例に臨時的な変更に関する記載があることを御存じない方が多数いたため、今回、騒音協定の中にも明示することとしたものです。	ただし書の追加について反映済
臨時延長の場合を除き、現在の運用時間を超えて運用時間を定めようとするときは協議するとあり、これでは、更に延長しようとする考えが明白である。短縮することもありうることを示す表現にすべきである。	本規定は、更なる運用時間の延長を念頭に置いたものではなく、「地震その他の災害」への対応として臨時的に運用時間を変更した場合、災害の規模や国・自治体からの要請等により変更期間が数ヶ月から1年間に亘る可能性があることを考慮して、残したものです。 通常、臨時的な変更は緊急性が高く、短期間での解除を想定しているため、地元との事前協議を不要としています。長期に及ぶ災害対応の際には、延長する時間及び期間について協議が必要だと考えています。	修正なし

2 運用時間の臨時延長に係る新たな管理運用方針

意見等の概要	県の見解、回答	協定案反映
運用時間終了後原則1時間以内を基本とあり、22時まで延長した場合、航空会社は、23時までには到着すればよいと解釈するのではないかと。	悪天候等の止むを得ない事情による航空機の遅延に限り、最大 23 時までの運用時間臨時延長を認めることとしますが、遅延自体が極力発生しないように、運用時間終了 30 分前までのダイヤ設定を、航空会社に義務付けます。	第 10 条に第 3 項を新設し、航空機遅延防止に向けた県の努力義務を明示（併せて、空対・町・県の三者で覚書を締結）
遅延発生が多い航空会社に対する指導基準を作成するところがあるが、基準を守らなかった場合の罰則がなければ、歯止めにならない。	運用時間延長に伴う新たな指導基準については、各航空会社にも説明済みであり、事前に了解をいただいています。 遅延の目立つ航空会社に対しては、最終的に、ペナルティとしてダイヤの繰上げを指導することとしており、実効性は担保出来ると考えます。	



### 3 その他、「航空機騒音対策事業に係る新たな協定書（案）」に対する意見募集を通じ、寄せられた意見

意見等の概要	県の見解、回答
<p>現協定締結時、協定案に対する意見募集の期間が29日間あったが、今回は2週間しかなく、なぜこのような拙速なやり方をするのか。</p> <p>また、第2回住民説明会に係る県回答に対して意見を出しているが、その回答が示されないうちに、協定書案への意見を求めることも常識がない。県からの回答の後に協定案に対して意見があったらどのように扱ってもらえるのか。</p>	<p>現協定は、静岡空港の開港に伴い初めて地元と締結する協定であったため、早期に全文の内容を示しながら、意見集約を図ったものです。</p> <p>一方、今回は、現協定をベースに必要な改定を行うため、住民説明会の中で変更点を提示しながら意見集約を図り、その結果を改定案という形で提示しました。手法は異なりますが、十分な手続きを踏んでいると考えています。</p> <p>なお、第2回住民説明会意見・回答書に対する御意見と協定案に対する御意見には、並行してお答えします。</p>
<p>協定書の発案等は、ある意味、予備対策であり、早い段階からの意見収集が必要である。</p>	<p>平成26年5月から11月に掛けて、吉田町を含む空港周辺の2市1町で合計24回の住民説明会を実施し、協定の変更点を提示しながら、県の考え方に対する意見の収集と対応（回答の回覧・全戸配付）を行ってきました。</p> <p>今回の改定案（平成27年2月23日提示協定書（案））は、そうした取組を踏まえて提示したものです。</p>

#### 【吉田町空港対策協議会意見に対する対応等について】

意見等の概要	県の見解、回答
<p>協定書第10条（運用時間）の「原則として」を削除すべき。</p>	<p>削除します。</p>
<p>協定書第10条ただし書の「定期便の遅延等」の「等」は削除し、臨時延長を行う場合を限定列挙すべき。</p>	<p>条例と同様、「定期便等の遅延」、「地震その他の災害」、「空港関連工事」に限定して記載します。</p>
<p>航空機の遅延実績について報告を義務付けすべき。</p>	<p>第10条第3項に地域住民に周知する旨を記載します。</p>
<p>臨時延長の新たな運用ルール※（対応1）をチャーター便等、すべての航空機に徹底して欲しい。</p>	<p>エプロン・スポット管理運用マニュアルに記載し、全航空機に適用します。</p>
<p>新たな運用ルール（対応1・2）について、具体的な記載イメージを提示して欲しい。</p>	<p>エプロン・スポット管理運用マニュアル及び許可業務マニュアルの新旧対照表を提示します。</p>
<p>臨時延長の新たな運用ルールはマニュアルに記載するだけでは不十分。内部規程では県が自由に改正可能なため、協定書に記載するか別途覚書を交換すべき。</p>	<p>協定書自体は、航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項を定めるものですので、協定への記載は行わず、別に「静岡空港における航空機の遅延防止に関する覚書」を交換いたします。</p> <p>覚書では、空港管理規程の中に新たな運用ルールを記載すること及び当該規定を改正する場合には、吉田町空港対策協議会及び吉田町と事前に協議することを明確に謳います。</p>
<p>協定書第8条第2項で住民に周知する環境監視結果は、航空機騒音に限定せず、大気や水質も含めて欲しい。</p>	<p>平成26年度から平成30年度までの環境監視計画に定める生活環境の調査項目は、航空機騒音、アクセス道路の騒音振動、水質汚濁、電波障害、低周波音の5項目となっています。</p> <p>また、大気汚染についても、調査項目には位置付けていませんが、引き続き、県環境局から一般大気測定地点の測定結果の提供を受け、異常な数値が出ていないか確認していく予定です。</p> <p>したがって、御要望の項目についても航空機騒音と併せて周知することは可能ですので、協定書第8条第2項の表現を修正します。</p>
<p>延長する時間帯（20:30～22:00）は騒音の影響が大きいので、現状機種を超える大型機材が運航しないことを担保出来ないか。</p>	<p>現状では、ハワイ行等のチャーター便で中型機のボーイング767（定員約200～300名）が就航した実績はありますが、定期便ではボーイング737やエアバス320等の小型機が最大機種となっています。</p> <p>静岡空港は海外定期路線が東アジアと結ばれており、引き続き小型機の就航が見込まれますが、今後、東南アジア路線が開設された場合や海外遠隔地へのチャーター便が企画された場合には、中型機以上が運航する可能性がありますことを御理解願います。</p>
<p>貨物専用機の運航は想定していないとの説明だが、滑走路の3,000m延伸を含め、将来的に方向転換するのではないか。</p>	<p>貨物専用機は通常、大型機材で運航されるため、滑走路が2,500mのままでは制限が掛かります。</p> <p>滑走路を3,000mに延伸するための用地は取得してありますが、制限表面に抵触する等の物理的な制約があるため、現在は不可能です。</p> <p>仮にそれらが解決されて就航するとなった場合には、騒音対策の対象範囲が格段に広がりますので、予算措置を含め、空港の運用面から考えても、就航は現実的ではありません。</p>

#### ※ 臨時延長の新たな運用ルール（平成27年2月13日静岡県提示内容）

運用時間を15時間に延長した後も、全国の空港で共通のルールとなっている「運用終了時間から原則1時間以内」を臨時延長の基本としますが、航空機の遅延を極力防止し、運用時間内に確実に離着陸を行うため、次のとおり厳しく対応していきます。

**対応1 「運用時間終了30分前までのダイヤ設定」を航空会社に義務付けます**  
 ⇒ 運用時間が22時まで延長された場合は、遅くとも21時30分が最終ダイヤとなります。

**対応2 航空機の遅延発生が多い航空会社に対する指導基準を作成します**  
 ⇒ 同一の航空会社が連続して遅延した場合、空港管理事務所長が是正指導を行います。  
 現在の案は以下のとおりです。

発生頻度	指導等
同一月に2回	口頭による注意
同一月に3回以上	文書による注意
2ヶ月連続して同一月に3回以上	次期ダイヤの前倒しを指導

⇒ ただし、発生頻度の回数は、急激な天候の変化や災害等の止むを得ない理由の場合を除きます。

**対応3 臨時延長の実績について、定期的に地域住民の皆様へ情報提供します**  
 ⇒ 延長した時間や遅延理由などの実績を四半期ごとにまとめて、翌月に下記のとおりお知らせします。  
 ①空港ホームページへ掲載します。 ②吉田町・吉田町空港対策協議会にお知らせします。 ③自治会等を通じて住民の皆様さま方にお知らせします。

なお、上記の対応1と対応2については、空港管理規程の中に記載してルール化しますが、こうした取組は、内容を含めて地方管理空港の中では、全国初の試みです。

## Ⅲ 「航空機騒音対策事業に係る協定書」について

県が実施した24回にわたる説明会における意見や当協議会からの意見等を反映し、静岡県、吉田町、吉田町空港対策協議会の三者協議を経て出来上がったものが、今回調印しました新たな「航空機騒音対策事業に係る協定書」です。内容は裏面のとおりです。



## 航空機騒音対策事業に係る協定書

吉田町空港対策協議会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）と吉田町（以下「丙」という。）とは、静岡空港（平成 21 年5月7日国土交通省告示第 505 号により告示された飛行場。以下「空港」という。）の運用に当たり、航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（航空機騒音対策事業の内容）

第1条 乙は、航空機騒音による障害の防止を図り生活環境を保全するため、住宅防音工事、学校等防音工事、電波障害防止対策及び畜産物等影響対策を実施するものとする。  
（住宅防音工事）

第2条 住宅防音工事は、航空機騒音を測定した結果、Lden57 デシベルを超える値が認められる地域（以下「対象区域」という。）において実施するものとする。

2 対象区域内で実施する住宅防音工事は、居住する家族数に1を加えた室数で5室を限度とする。

3 前項の住宅防音工事の内容は、次の工事を基本とし、標準工法、仕様等については、国土交通省の「住宅騒音防止工事設計基準」（昭和 49 年 10 月2日空騒第 182 号の2）を準用するものとする。

(1) 窓などの開口部 アルミニウム合金製サッシの取付け

(2) 冷暖房設備 冷暖房機器の設置（2室を限度とする。）

(3) 換気設備 換気装置の設置

4 乙は、前項に定める標準工法、仕様等に基づき実施した住宅防音工事に要する経費を別に定めるところにより補助するものとする。

5 乙は、住宅防音工事の実施後 10 年以上経過し、かつ、冷暖房設備の機能が失われていると認められるとき（引き続き対象区域に所在する場合に限る。）は、1回に限り、所定の冷暖房設備の更新に要する経費の 100 分の 75 を別に定めるところにより補助するものとする。

（学校等防音工事）

第3条 航空機騒音を測定した結果、窓を閉じた教室内で騒音レベルの平均が 65 デシベル・A特性音圧レベル以上となる小学校、中学校、幼稚園及び保育園について、建物の開口部・内装の防音化並びに冷暖房設備及び換気設備の設置を基本とする学校等防音工事を乙、丙及び関係する者が協議して実施するものとする。

2 乙は、前項の学校等防音工事に要する経費を別に定めるところにより補助するものとする。

（航空機騒音の測定方法）

第4条 第2条第1項及び前条の規定により実施する航空機騒音の測定は、次によるものとする。

(1) 測定の時期、回数及び場所については、空港周辺地域の航空機騒音の実態を全体的、総合的に評価し、かつ、効率的に監視できるよう配慮するものとし、乙が甲、丙及び関係する者と協議の上、環境監視計画において別に定める。

(2) 測定の期間は、連続した7日間とし、7日間の内、1日の航空機騒音の発生回数が5回以上の日数が3日未満のときは、3日以上となるまで測定期間を延長するものとする。

(3) 前2号に定めるもののほか、航空機騒音の測定は「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）の第1環境基準の2（平成 19 年 12 月 17 日一部改正）を準用するものとする。

（航空機騒音の常時定点観測）

第5条 乙は、空港周辺地域における航空機騒音を継続的に監視するため、環境監視計画に基づき常時定点観測を実施するものとする。

（電波障害防止対策）

第6条 乙は、空港周辺地域における航空機の運航による電波障害の発生状況を環境監視計画に基づき調査するものとし、その結果、電波障害が認められる場合においては、甲及び丙と協議の上、必要な対策を講じるものとする。

（畜産物等影響対策）

第7条 乙は、航空機騒音により畜産物等の生産量が減少するなどの影響が生じたとき認められるときは、損失に対する補償など必要な対策を講じるものとする。

（航空機騒音等の監視体制）

第8条 乙は、第4条、第5条及び第6条で定める環境監視計画を、学識経験者等専門家の指導・助言を踏まえ、甲及び丙と協議の上、策定及び実施するものとする。

2 乙は、環境監視計画に基づく毎年の航空機騒音等の調査結果を、地域住民に周知するものとする。

（住宅防音工事の実施期間）

第9条 住宅防音工事の実施期間は、原則として対象区域としたときから5年までの間とする。ただし、第2条第5項に該当する場合はこの限りでない。

（運用時間）

第10条 空港の運用時間は7時 00 分から 22 時 00 分までの間とする。ただし、乙は、急激な天候の変化等による定期便等の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事のため必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項に定める時間を越えて運用時間を定めようとするとき（同項ただし書による運用時間の変更を行う場合を除く。）は、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成 20 年静岡県条例第 22 号。次項において「条例」という。）第4条本文の改正を行う前に、あらかじめ甲乙丙で協議をするものとする。

3 乙は、条例その他の空港の管理に関する規程に基づき、運用時間内に航空機の離着陸が行われるよう努めるとともに、第1項ただし書による運用時間の変更を行った場合は、その実績を定期的に取りまとめ、地域住民に周知するものとする。

（事業内容の見直し）

第11条 航空機の運航その他の状況変化により、航空機騒音対策事業の内容に見直し等の必要が生じたときは、甲乙丙協議の上、処理するものとする。

（協定の適用）

第12条 この協定は締結の日から効力を有するものとする。なお、平成 19 年8月2日付けで締結した協定はその効力を失う。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

## IV 「静岡空港における航空機の遅延防止に関する覚書」について

この覚書は、臨時延長の新たな運用ルールを県に確実に履行させるため、吉田町空港対策協議会が締結を求めたものです。この覚書は、空港周辺の 2 市 1 町の中で、吉田町だけが取り交わしているものです。

### 静岡空港における航空機の遅延防止に関する覚書

吉田町空港対策協議会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）と吉田町（以下「丙」という。）とは、航空機騒音対策事業に係る協定書（以下「協定書」という。）第 10 条第1項ただし書の規定に基づく静岡空港の運用時間の臨時延長（定期便等の遅延によるものに限る。以下「臨時延長」という。）について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 乙が行う臨時延長は、1時間以内とする。

第2条 乙は、協定書第 10 条第3項に掲げる静岡空港の管理に関する規程（静岡空港の管理運用や業務についてのマニュアルを含む。）の中に下記の事項を定め、運用時間内に航空機の離着陸が行われるよう努めるものとする。

(1) 運航計画の設定は、静岡空港を利用するすべての航空機について、運用時間終了 30 分前までに限ること。

(2) 定期便等の遅延（運航者の責務に因らないものを除く。）が発生した場合は、一定の基準に基づき運航者に対して指導等を行うこと。

第3条 乙は、前条第1号又は第2号に関する規定を変更しようとする場合には、あらかじめ甲及び丙と協議しなければならない。

第4条 この覚書に定めるもののほか、臨時延長に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して対応するものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

問合せ先 吉田町企画課・吉田町空港対策協議会（事務補助：吉田町企画課企画調整部門）

電話 33-2135 F A X : 32-6121 e-mail : yoshida@mail.wbs.ne.jp